

教育職員免許状更新講習の受講対象者等に関する規則を 廃止する規則に係る臨時代理の報告及び承認について

(提案理由)

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求める必要があるため。

参考：関係法令条項

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 20 年熊本県教育委員会規則第 6 号）

(臨時代理)

第 3 条 教育長は、前条第 1 項の規定にかかわらず、同条各号に掲げる事務について、教育委員会に付議する暇がないと認めるときは、臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理をしたときは、次の教育委員会に報告し承認を求めなければならない。

規則の概要

1 規則の名称

教育職員免許状更新講習の受講対象者等に関する規則を廃止する規則

2 廃止の必要性

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和4年法律第40号）の施行により、教員免許更新制が解消されることに伴い、関係規定を廃止する必要がある。

3 内容

- (1) 教育職員免許状更新講習の受講対象者等に関する規則を廃止する。
- (2) この規則は、令和4年7月1日から施行する。

熊本県教育委員会規則第5号

教育職員免許状更新講習の受講対象者等に関する規則を廃止する規則

教育職員免許状更新講習の受講対象者等に関する規則（平成21年熊本県教育委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。